



2017年4月にスタートしたニュースレターは今回で vol.11 となりました。今までは制度の紹介を中心にお伝えしてきましたが、今年度はより具体的な内容をお伝えしていきます。

また、今回より新たにスペシャルコンテンツとして、貿易救済措置制度に詳しい方々のコラムも掲載しています。

ご期待ください。

## 【本号の内容】

1. コラム：日本のアンチ・ダンピング措置の事例紹介①（発動事例概要）
2. スペシャルコンテンツ（高崎経済大学：梅島修教授）
3. 統計情報
- ・輸入動向情報
- ・主要国における貿易救済措置の調査及び措置の状況
4. アンチ・ダンピングに関する Q&A
5. お知らせ～貿易救済措置に関する理解を深めてみませんか？

## 貿易救済 NEWS

---

[2019年3月、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対して、不当廉売関税の課税期間の延長に関する確定措置が発動されました。本件は2008年の課税の決定からあしかけ15年間の課税措置となります。](#)

[>click▼](#)

## 貿易救済セミナーのお知らせ

---

[7月3日（水）に貿易救済セミナーを開催いたします。時間・場所・予約方法などの詳細は後日お知らせいたします。奮ってご参加ください。昨年度貿易救済措置説明会の概要はこちらから。](#) [>click?](#)

---

## 1. コラム：日本のアンチ・ダンピング措置の事例紹介①（発動事例概要）

---

- [WTO の設立以降、日本は7つの製品についてアンチ・ダンピングの調査・措置の発動を行っています。アンチ・ダンピングの事例はそれぞれ特色を持っています。近年の発動事例を中心に、シリーズでその詳細を紹介していきます。今回は全体の概要をご紹介します。](#) [>click!](#)

---

## 2. スペシャルコンテンツ

---

- [貿易救済措置に詳しい学識経験者の方にアンチ・ダンピング制度について様々な角度から紹介していただきます。](#)
- [初回は高崎経済大学梅島修教授による「メガ FTA/EPA 時代に重要性を増すアンチ・ダンピング措置」です。](#)



高崎経済大学経済学部国際学科教授

ニューヨーク・ワシントン DC 弁護士

**梅島 修** Osamu Umejima

### 「メガ FTA/EPA 時代に重要性を増すアンチダンピング措置」

わが国は、昨年 12 月に TPP11、本年 2 月には日 EU EPA という 2 つのメガ EPA/FTA を始動させ、早くもそれらによる貿易自由化の効果が本邦市場に現れてきている。このような状況においてこそ、不当な安値輸入から国内産業を守るためのアンチダンピング措置が重要となる。

既にアセアン諸国は、地域貿易の自由化拡大につれてアンチダンピング措置を活発に利用している。2010 年 1 月、ASEAN6 は中国、韓国との各 FTA に基づき 100%、95%の品目の関税を撤廃し、同年 5 月には ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）を発効させた。その翌年、インドネシア、タイ、マレーシアは、AD 調査開始件数を前年の 3 ヶ国合計 5 件から 19 件へ拡大した。それらのうち、ASEAN、中韓を対象とする調査は 13 件と約 7 割を占めた。その後も同様に推移し、2015 年には 20 件（全体 27 件）の AD 調査を開始している。ベトナムも 2013 年と 2016 年に合計 7 件の AD 調査を開始したが、うち 6 件は FTA の相手国に対してである。

TPP11、日 EU EPA は、各締約国がアンチダンピング措置を始めとする貿易救済措置を発動する権利があることを確認している。輸入国産業は、必要なときに、公正な貿易を求める権利を行使して然るべきである。

---

### 3. 統計情報

---

#### 【輸入動向情報】

[輸入動向簡易モニタリングにより、統計品目コード別製品の輸入動向を簡単にグラフ形式で確認することができます。ぜひ気になる製品をチェックしてみてください。](#) [>click!](#)

#### 【主要国における貿易救済措置の調査および措置の状況】

①2019年3月末時点における、米国、欧州、カナダ、オーストラリアによる貿易救済措置の状況について掲載しています。 [>click!](#)

#### ②日本が調査対象となっている案件

- [米国：グリシン【当初調査（AD）：2018年4月25日開始】](#)
- [EU・カナダ・オーストラリア：なし](#)

#### ③日本が調査を行っている案件

- [なし](#)

---

### 4. アンチ・ダンピングに関する Q&A 今回のテーマは「期間」です！！

---

- [皆様方からいただくご質問について、詳しくご紹介していきます。アンチ・ダンピング制度についての理解を深めていただきつつ、制度の積極的な活用に向けてご活用ください。今回は、制度の期間に係る質問にお答えします](#) [>click!](#)
- [Q5.申請～課税までの期間はどのくらい？](#)
- [Q6.課税～課税終了までの期間はどのくらい？](#)

---

### 5. お知らせ～貿易救済措置についての理解を深めてみませんか？

---

- [経済産業省特殊関税等調査室では、皆様の貿易救済措置に関する様々な疑問にお答えします。また、ご希望に応じて直接お伺いし制度の説明会や個別相談会も行っておりますので、お気軽に下記相談窓口までお問い合わせください。](#) [>click!](#)

次回は、2019年6月15日頃配信予定です。

\*\*\*\*\*

- ・ AD ニュースレターの配信・解除は、[adnewsletter@meti.go.jp](mailto:adnewsletter@meti.go.jp)まで「氏名、メールアドレス、会社・団体名」を記載してご送付ください。
- ・ AD ニュースレターに関するご意見、ご感想、および貿易救済措置制度に関するご質問は以下までご連絡下さい。

**経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室**

(TEL) 03-3501-3462

(E-mail) [qqfcbk@meti.go.jp](mailto:qqfcbk@meti.go.jp)

\*\*\*\*\*